

はじめに

近年の急速な人口減少及び少子高齢化の現状における男女共同参画社会の実現は、本市の総合的なまちづくりを推進するうえでも不可欠な取組であり、SDGsの理念でもある持続可能な社会の形成と、今後の職業生活の長期化における多様で柔軟な働き方の実現にもつながることではないかと考えています。

今回、第3期となる室戸市男女共同参画プランの推進にあたっては、地域の現状・課題を共有し、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、これまで以上に連携と協働を図ることが大切です。そのため、子どもから高齢者まで、また職場、家庭、地域社会等あらゆる年代、あらゆる分野における施策の充実に取り組んでまいります。

本プランの基本理念は、「人権の尊重と男女平等」ですが、この人権の尊重は普遍的課題でもあり、近年重要視されているLGBTなどの性的指向や性自認に対する取組も必要となってきています。

昨年開催された、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」においては、「多様性と調和」が大会のコンセプトの一つに掲げられていました。そして、史上初のジェンダー・バランスのとれた大会であり、また、トランスジェンダーであることを公表するアスリートが、自認する性別のカテゴリーで出場する大会となりました。

性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会である「ダイバーシティ(多様性)」の理解を深めることが一層重要となっています。そして、地域や職場における女性活躍の裾野を広げ、女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現を目指し、本プランを推進してまいります。

結びに、本プランの改定にあたりまして、貴重なご意見やご提案をいただきました室戸市男女共同参画プラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、男女共同参画社会に関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

室戸市長 植田 壯一郎

目次

第1章 プラン改定にあたって

1	プラン改定の趣旨	1
2	プランの基本理念	1
3	プランのめざす姿	1
4	市民意識調査	2

第2章 プランの概要

1	プランの位置付け	3
2	プランの期間	3
3	他の計画との関係	3

第3章 プランの内容

1	プランの施策体系	4
2	施策と取組	5
	基本目標（1） 【男女共同参画を知る】	
	① 男女共同参画を学ぶ（教育・学習の充実）	5
	② 人権を尊重することの大切さを知る	8
	③ 制度や慣行を見直す	10
	基本目標（2） 【男女共同参画を担う】	
	① 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	11
	② 子育て・介護の支援体制の充実	13
	③ 生涯を通じた男女の心と身体への健康支援	16
	④ 地域・防災分野での男女共同参画の推進	17
	⑤ 国際化への対応	19

第4章 計画の推進

～ 男女共同参画社会の実現に向けて ～

1	政策・方針への男女の参画	20
2	庁内推進体制の充実	20
3	国・県・関係機関等との連携	20

《資料編》

○	男女共同参画社会基本法	21
○	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	25
○	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	32
○	室戸市まちづくり条例	39
○	室戸市人権尊重の社会づくり条例	41
○	男女共同参画関係の用語解説	42

第 1 章 プラン改定にあたって

1 プラン改定の趣旨

室戸市では、平成 20 (2008) 年に「男女共同参画プラン」を、平成 30 (2018) 年に「室戸市男女共同参画プラン 2018」を策定し、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現に向けて、「人権の尊重と男女平等」を基本理念とし、人権尊重の主要な施策と位置づけ取組を進めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っていることが、今回のプラン改定にあたって実施した室戸市男女共同参画社会に関するアンケート調査の結果からもうかがえます。一方で男女間における課題意識の違いはあるものの、ワーク・ライフ・バランスのとれた暮らしを望む声は男女とも多く、少しずつではありますが、男女共同参画への理解が浸透しつつあると思われれます。

こうしたことを踏まえ、現在の計画が 2021 年度に終了することから、今後においても男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「室戸市男女共同参画プラン 2022」(以下「プラン」という。)として改定することとしました。

2 プランの基本理念

～人権の尊重と男女平等～

男女が互いに相手の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を基本理念とします。

3 プランのめざす姿

人生 100 年時代を見据え、市民一人ひとりが様々な分野で生涯にわたりそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

そのために、性別により役割を固定化することなく、多様な価値観やライフスタイルを認め合いながら、あらゆる年代において、ワーク・ライフ・バランスのとれた暮らしが送れるよう「多様な生き方、働き方を尊重し、誰もが社会参画できるまち」をめざす姿とし、その実現に向けた取組を推進していきます。

4 市民意識調査

男女共同参画に関する意識や実態等を把握するために「室戸市男女共同参画社会に関するアンケート調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

室戸市男女共同参画社会に関するアンケート調査 概要

- ・ 調査地域 : 室戸市内全域
- ・ 調査対象 : 室戸市在住の満18歳以上の男女1,000人
- ・ 抽出方法 : 住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法 : 郵送調査法
- ・ 調査期間 : 令和3年3月11日～令和3年3月31日
- ・ 有効回答数 : 349人（女性209人、男性131人、性別無回答9人）
- ・ 有効回収率 : 34.9% ※ 年齢・性別無回答を含めた回収率

<年代別性別回収状況>

年代別	全体抽出・回答数・回収率			年代別性別回答数			男女別回答率	
	抽出数	回答数	回収率	女性	男性	無回答	女性比率	男性比率
10歳代	10人	2人	20%	0人	2人	0人	0%	100%
20歳代	49人	10人	20.4%	6人	4人	0人	60%	40%
30歳代	76人	9人	11.8%	5人	4人	0人	56%	44%
40歳代	104人	35人	33.6%	20人	15人	0人	57%	43%
50歳代	134人	38人	28.3%	23人	15人	0人	61%	39%
60歳代	183人	74人	40.4%	41人	30人	3人	58%	42%
70歳代以上	444人	177人	39.8%	112人	61人	4人	65%	35%
不明	—	4人	—	2人	0人	2人	100%	0%
合計	1,000人	349人	—	209人	131人	9人	—	—

※ 以降の図はすべてこの調査を参照しています。

第2章 プランの概要

1 プランの位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条の2に基づく市町村推進計画です。
- (3) 「室戸市総合振興計画」を始め様々な分野の計画等との整合性を図った計画です。
- (4) 国及び高知県の男女共同参画に関する計画を勘案した計画です。
- (5) 市民意識調査の実施により、市民の現状や意見を把握して調査結果による課題を施策に反映させるものとしします。

※市民意識調査結果の詳細については、室戸市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.muuroto.kochi.jp/>

2 プランの期間

本プランの実施期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。
男女共同参画に関する社会情勢の動向や変化に柔軟に対応するため、計画最終年度にあたる令和7(2025)年度中に、市民意識調査等を通じて本市の状況等の把握を行い、プランの見直しを行うものとしします。

3 他の計画との関係

プランは下記の計画等との整合を図り、調和を保って策定しています。

計画等の名称	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
国) 男女共同参画基本計画				第5次計画					
高知県) こうち男女共同参画プラン				計画期間 5年間					
室戸市男女共同参画プラン	第2期		4年間						
室戸市人権施策基本方針 (H18年度策定)					改定				
室戸市人権施策推進計画			第3期		3年間				
室戸市総合振興計画				基本構想 R3～R11 9年間 前期基本計画 4年間・後期計画 5年間					
室戸市まち・ひと・しごと創生総合 戦略			第2期		5年間				
室戸市女性活躍推進・次世代育成支 援特定事業主行動計画		計画期間			3年間				
室戸市子ども・子育て支援計画			第2期		5年間				
高齢者保健福祉計画・介護保険計画				第8期		3年間			
室戸市障害者計画				第6期		3年間			
室戸市地域福祉計画	第3期		5年間						
室戸市健康増進計画		計画期間			5年間				
室戸市地域医療計画		計画期間 R元年度～R10年度						10年間	

2 施策と取組

<知る・気づく>

基本目標 (1) 【男女共同参画を知る】

<施策の基本的方向性>

① 男女共同参画を学ぶ (教育・学習の充実)

女性も男性も、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画への関心と参画意識を高める必要があります。

市民意識調査では、男女の平等感において「学校教育」が男女共に最も高く(女性 46%、男性 66%)なっています。しかし、「法律・制度」(女性 23%、男性 53%)や「社会全体」(女性 14%、男性 30%)の平等感には男女間での意識に大きな差があります。

また、男性が優遇されていると回答した割合が高かった項目は男女共に「慣習・しきたり」(女性 60%、男性 50%)となっています。

このような不平等感は、前回の調査からやや改善しつつあるものの、依然として同様の傾向が続いています。

男女共同参画や女性活躍の視点を生活の場全体に広げるためには、男女の固定的な役割分担意識や無意識の中の思い込みなどの解消に向けての取組が必要です。こうした意識は幼少期から形成されると言われており、家庭や保育所、学校における男女共同参画に関する教育・学習がとても重要です。

次世代を担う子どもたちが男女平等意識をもち、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるよう、また、性別による差別、区別がなくなるよう、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において連携を図るとともに、男女平等を推進する教育・学習の充実に取り組めます。

<主な取組>

(ア) 男女平等意識の向上のための啓発・広報活動

(イ) 各ライフステージへ響く男女共同参画の啓発

(ウ) 男女共同参画研修の実施・充実

(エ) 学校教育における男女共同参画学習の推進

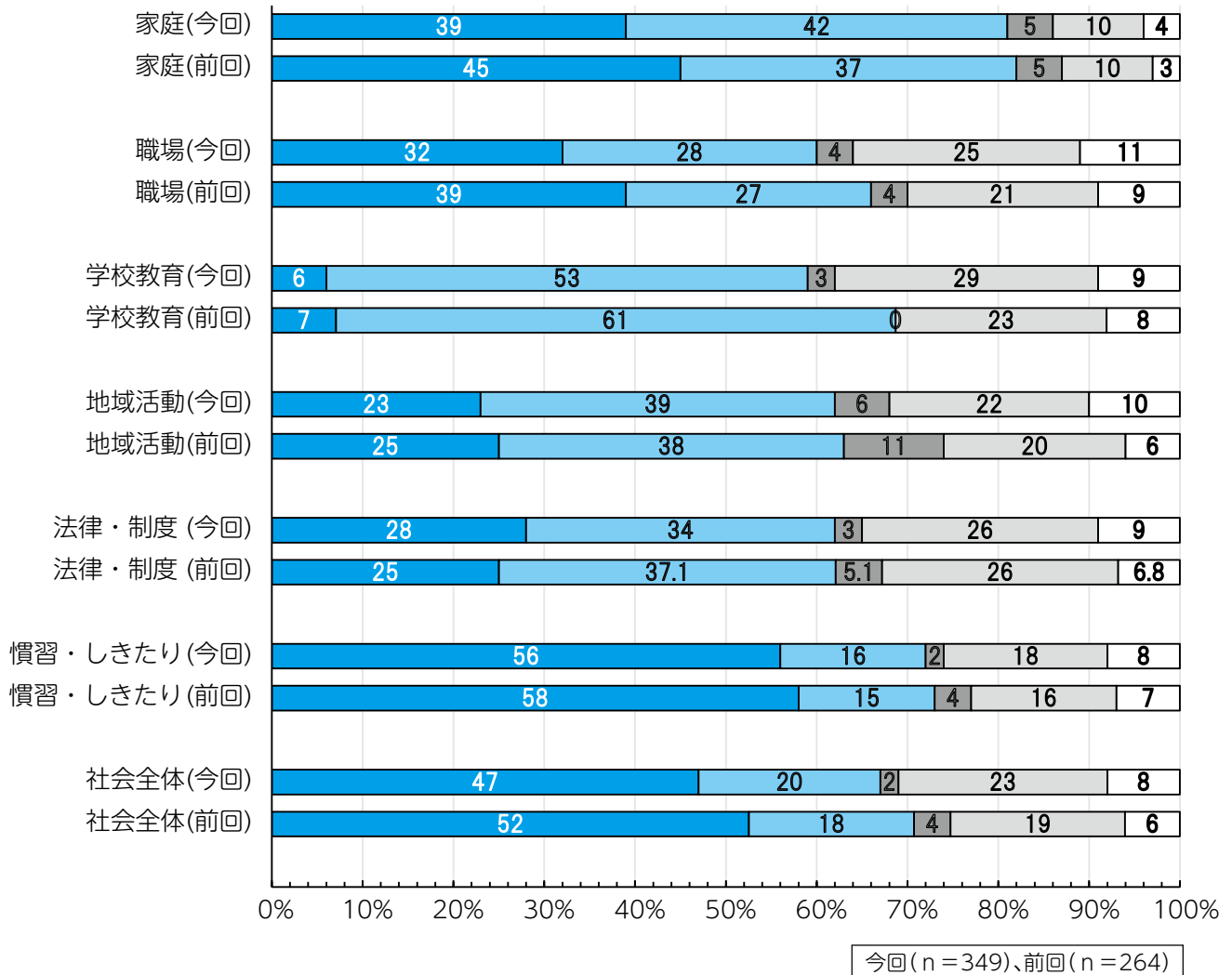
(オ) 家庭や地域で男女共同参画を学ぶ



図 1-1

●以下の社会の分野について、男女平等だと思うか

■ 男性が優遇されている ■ 平等 ■ 女性が優遇されている ■ わからない ■ 無回答



※注意事項

・「n」(Number of samples の略) は、設問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比(%)を算出するための基数です。

関連資料

【今回】男女共同参画に関するアンケート 2021年3月実施
(標本抽出数 1,000人、有効回収数 346人)
【前回】男女共同参画に関するアンケート 2017年5月実施
(標本抽出数 1,000人、有効回収数 264人)

図 1-2 ●以下の社会の分野について、男女平等だと思うか

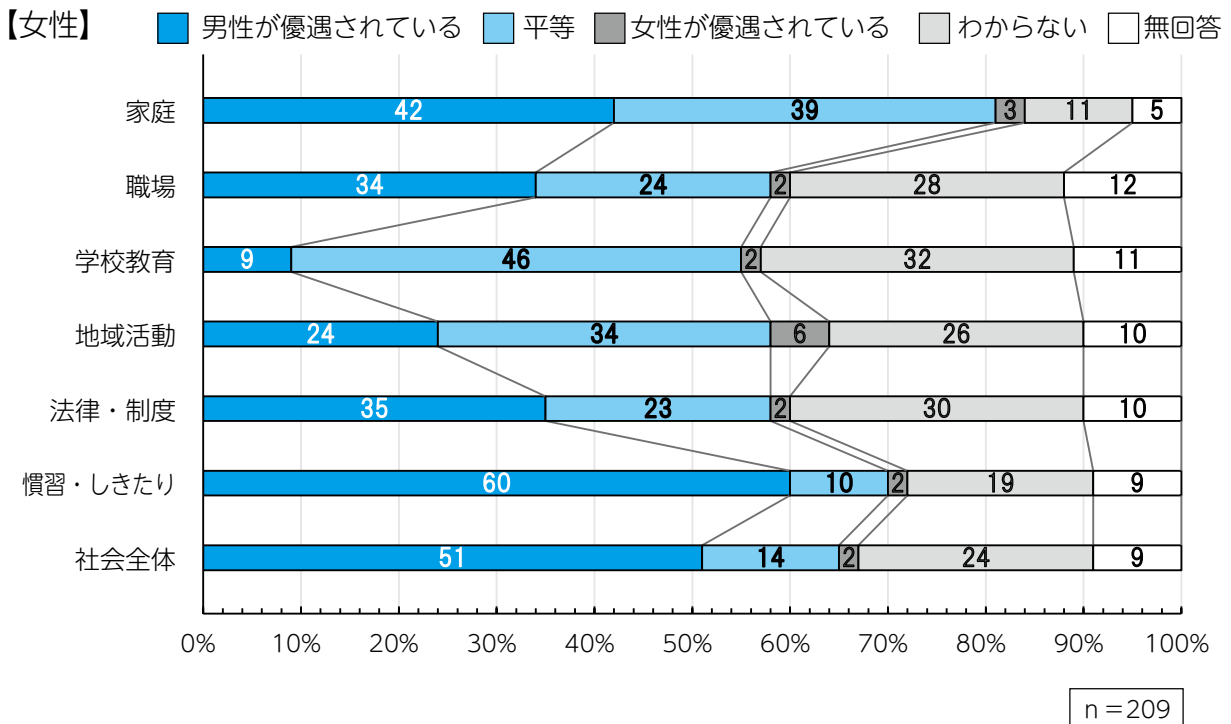
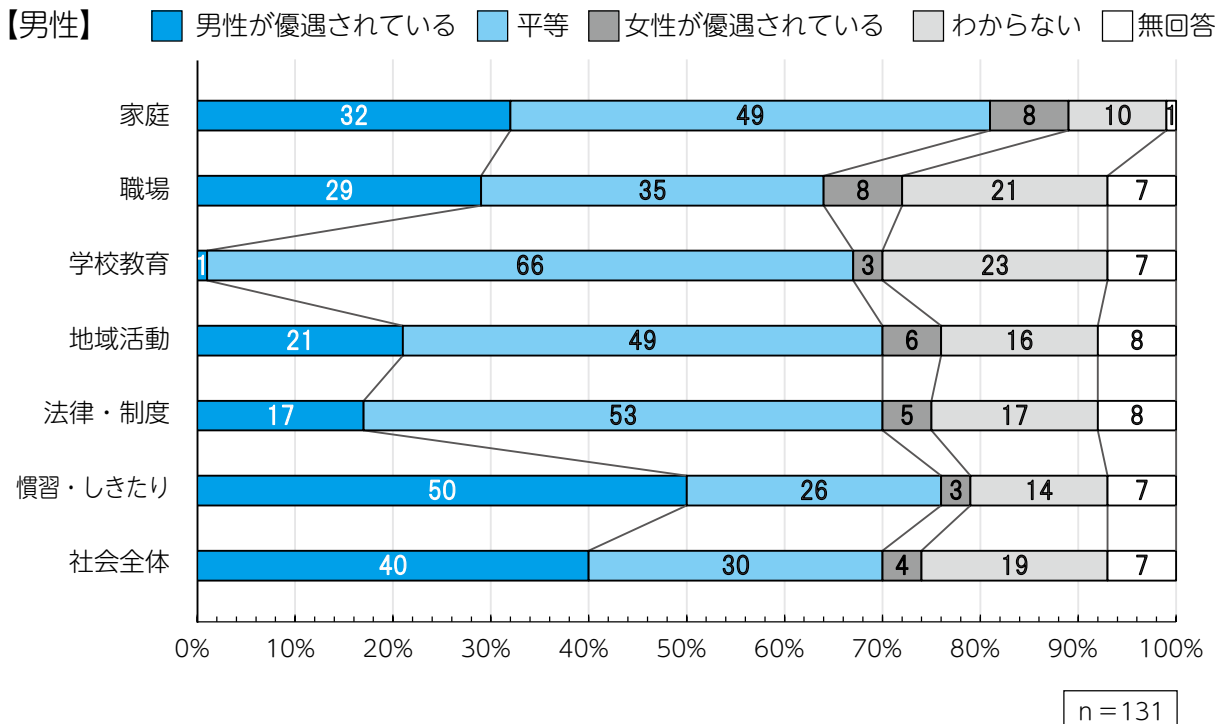


図 1-3 ●以下の社会の分野について、男女平等だと思うか



< 施策の基本的方向性 >

② 人権を尊重することの大切さを知る

一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って生きることは、男女共同参画社会実現の前提であり、大切な要件です。年齢や国籍、障がいの有無、性的指向や性自認などの違いなど多様な個性を持ち、さまざまな立場にある人々の人権がそれぞれ守られる社会を築くために、人権尊重のための啓発活動を継続して実施していく必要があります。

市民意識調査では、「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」女性 6%、男性 2% となっており、そのうち「仕方ないと思い何もしなかった」女性 38%、男性 100%、「どこに相談すればいいのかわからなかった」が女性 8%、男性 50%でした。また、「セクシュアル・ハラスメントの相談窓口相談した」と回答した人は男女ともに 0%でした。こうしたことから、相談窓口があることを知らない人やハラスメントを受けても仕方ないと思い、我慢をしている人がいることがうかがえます。

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほかにも、さまざまな形がありますが、十分には認知されていません。

また、ドメスティック・バイオレンス (DV) については、市民意識調査において「DVを知っている又は聞いたことはある」と回答した人は男女ともに 84%ですが、詳しい内容を知っている人は 46%程度にとどまっています。

DV やハラスメント等は重大な人権侵害であることから、相談窓口の周知、啓発活動の実施、被害者の支援体制の確立などを充実させていきます。

さらに、今日、社会・経済活動のあらゆる分野で多様性が重視されており、正しい理解を広めることが重要です。女性に限らず、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどを含む、市民一人ひとりの多様性を尊重し認め合える社会を目指します。

< 主な取組 >

- (ア) 多様な価値観・ライフスタイルを認め合う環境づくり
- (イ) 他者理解のための学びの充実
- (ウ) DV・あらゆるハラスメントについて学ぶ講座
- (エ) 多様な性の理解に向けた広報・啓発

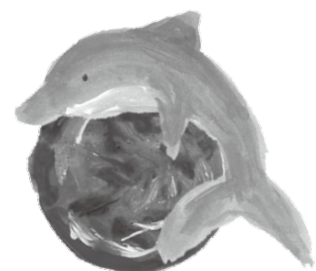


図2 ●セクシュアル・ハラスメントを受けたり、見たり聞いたりしたことのある人の割合

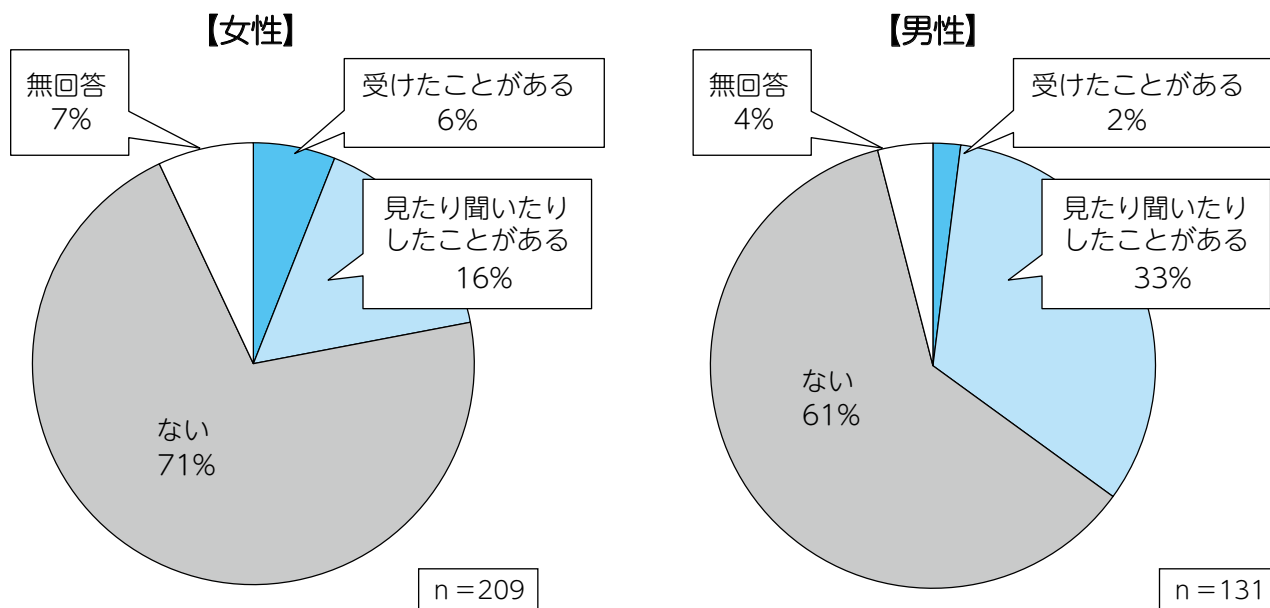
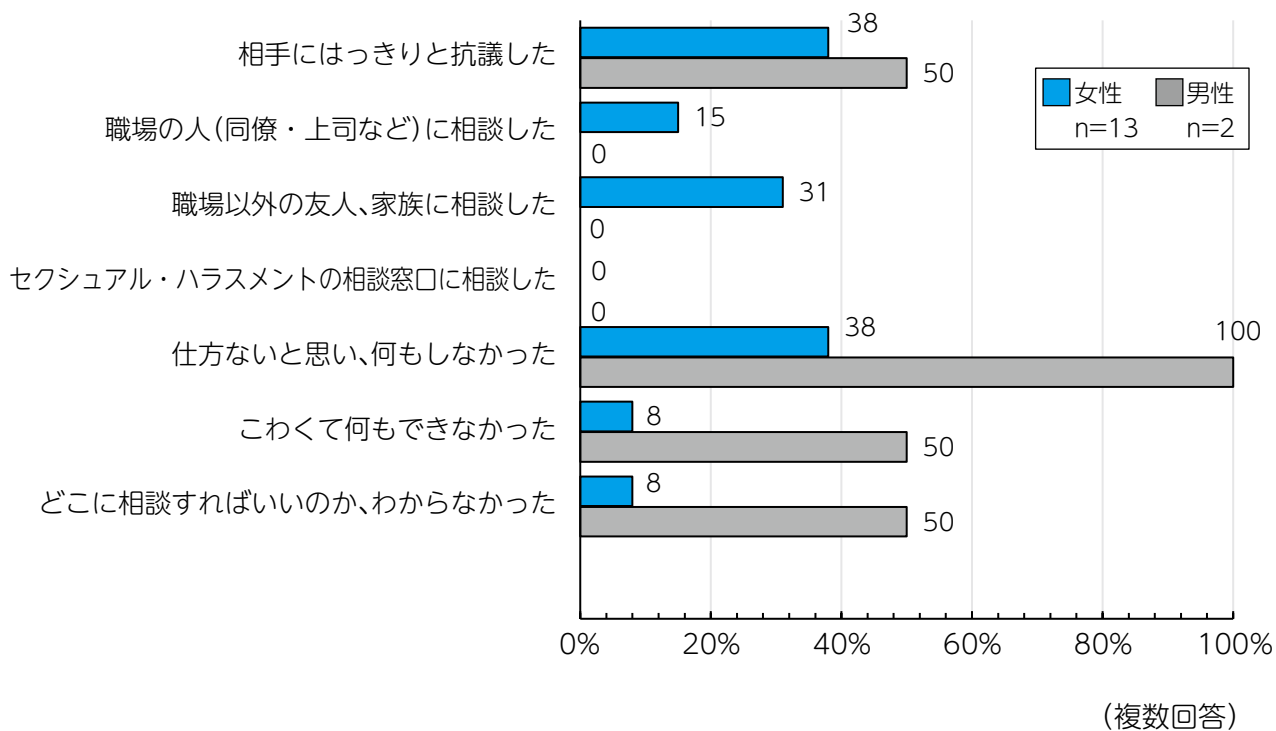


図3 ●セクシュアル・ハラスメントを受けた後の反応



※注意事項
 ・複数回答の設問は、回答が2つ以上ありうるので、合計は100%を超えることもあります。

< 施策の基本的方向性 >

③ 制度や慣行を見直す

少子高齢化や住民どうしのつながりの希薄化の中で、活力のある地域社会を維持していくためには、多様な担い手の活躍が必要です。性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行によって、男女が様々な分野で活動が制約されることのないよう、配慮する必要があります。

そのため、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、継続的な啓発や学習機会の充実に取り組めます。

< 主な取組 >

(ア) 固定的な性別役割分担意識を払拭する継続的な啓発

(イ) 保育・教育の場をはじめ、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実

(ウ) 女性が参加しやすい組織づくりに向けた意識の醸成



<かかわる>

基本目標 (2) 【男女共同参画を担う】

<施策の基本的方向性>

① 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして大きく期待されています。

漁業、農業、観光業を基幹産業とし、歴史、文化、食が豊かな本市においても、女性の活躍はますます重要になっています。中でも、水産業においては、担い手の確保、育成の強化に努め、定置網漁においては女性の受け入れ体制等を整えている大敷組合もあり、女性の活躍の場が広がっています。

あらゆる業種において、女性が活躍できる環境を整えることは、誰もが働きやすい職場・現場づくりにもつながり、産業の活性化と雇用拡大への基盤となります。

市民意識調査では、「仕事を優先している」「どちらかといえば仕事を優先している」が女性 28%、男性 46%となっていますが、仕事と生活のバランスの理想については、女性 48%、男性 40%が「両方のバランスを取りたい」と回答しています。

女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、長時間労働や働き方等の見直しに向けて取り組みます。また、様々な分野への女性の参画を促進するとともに、子育て・介護の支援の充実等により、市民、事業者とも連携・協力しながら、多様で柔軟な働き方ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

<主な取組>

- (ア) 雇用時における男女共同参画の推進
- (イ) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (ウ) 審議会等委員への女性参画推進
- (エ) 政治分野への女性の参画促進
- (オ) 性別を理由とする採用・配置・昇進等、様々な差別的取り扱いのない職場づくり
- (カ) 女性が活躍できる職域の拡大
- (キ) 長時間労働の見直し
- (ク) 多様な働き方の推進
- (ケ) 育児や介護をしながら働ける環境づくり

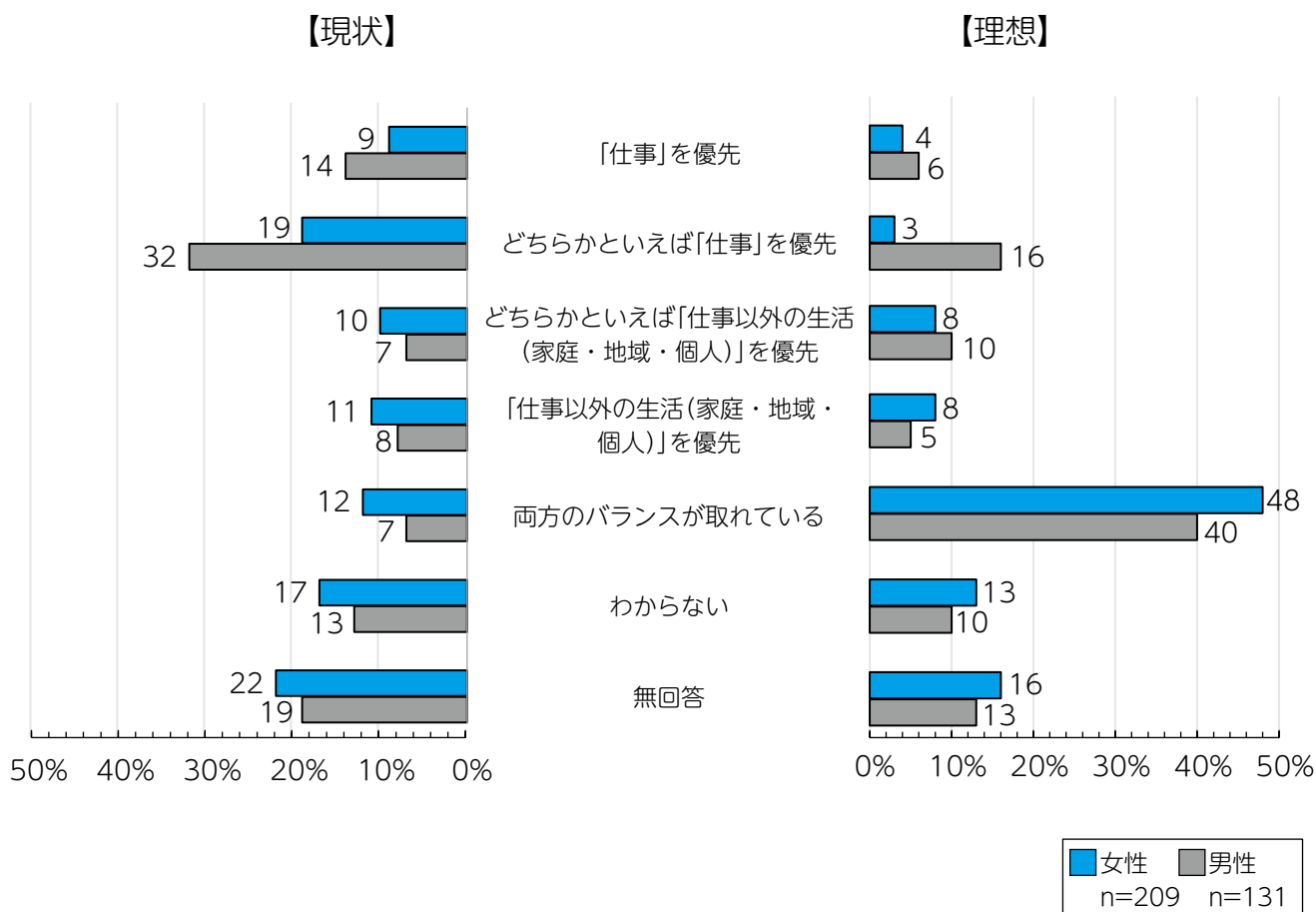


表 1 ●働く場所における男女共同参画の推進

推進項目	説明	R 元年度		R2 年度		R3 年度
		計画	実績	計画	実績	計画
女性委員の登用の拡大	審議会・委員会での女性委員の登用の拡大を図る。	計画	実績	計画	実績	計画
		29%	28.1%	29%	28.1%	30%
市職員の女性の管理職（課長）の割合	市職員の女性管理職（課長）の割合。	計画	実績	計画	実績	計画
		20%	18.1%	20%	22.7%	20%

※室戸市人権施策推進計画（女性の人権について）

図 4 ●働き方の現状と理想の比較



< 施策の基本的方向性 >

② 子育て・介護の支援体制の充実

近年、少子高齢化の急速な進展や人口減少等により、子育てや高齢者の介護に関するニーズはますます高くなっています。

市民意識調査では、社会生活において仕事と家庭を両立するために必要なこととして「育児・介護休暇を気軽に利用できる環境づくり」49%、「介護サービスの充実」42%、「労働時間の短縮や休日の取得の推進」41%が前回に引き続き上位で、「保育サービスの充実」も34%と、子育て・介護の支援体制の充実が望まれています。

また、女性が育児や介護等の家庭責任の多くを担っている現状から、男女の固定的な役割分担の見直しが必要と回答した割合は全体で3割近くありました。少しずつではありますが、性別役割分担意識への変化がみられます。

少子高齢社会における子育てや、介護をしながらの就労支援は、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、ますます重要になってきます。様々な家族形態やニーズに合わせた多様な保育サービスの充実や介護支援などの取組を推進していきます。

< 主な取組 >

- (ア) 多様な保育サービスの実施（一時預かり、多子世帯保育料の軽減等）
- (イ) 育児・介護休業制度の周知
- (ウ) 介護する家族に対するレスパイトケア（家族支援サービス）※1
- (エ) 在宅介護サービスの充実



※1 レスパイトとは、「休息」「小休止」「息抜き」を意味する言葉です。
レスパイトケアとは、介護にあたる家族が一時的に介護から解放され、リフレッシュできる期間を作るさまざまな支援サービスのことです。

図 5

● 社会生活において、男女が共に仕事と家庭を両立するために特に必要なこと

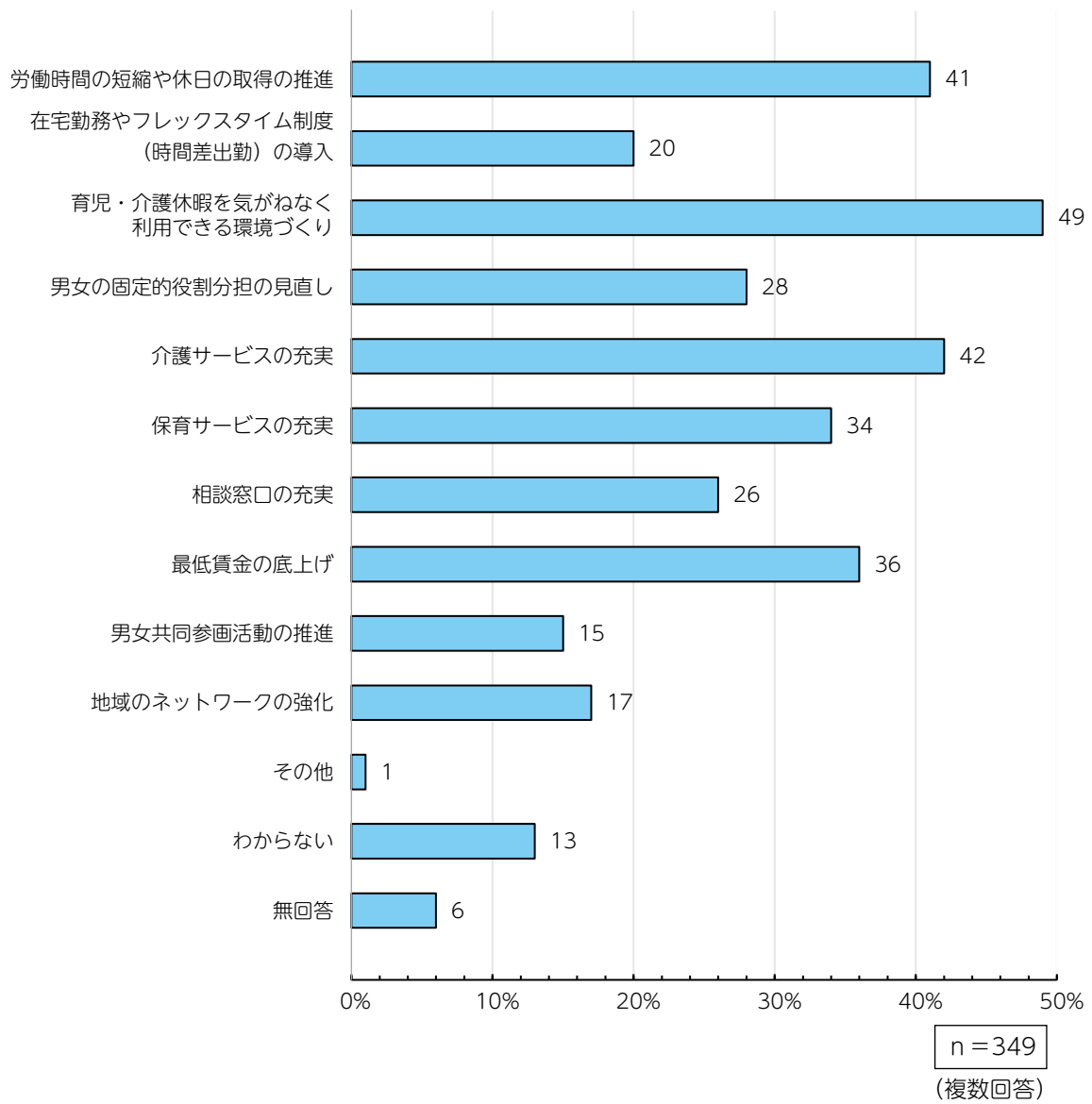


図 6-1 ●家事分担の現状

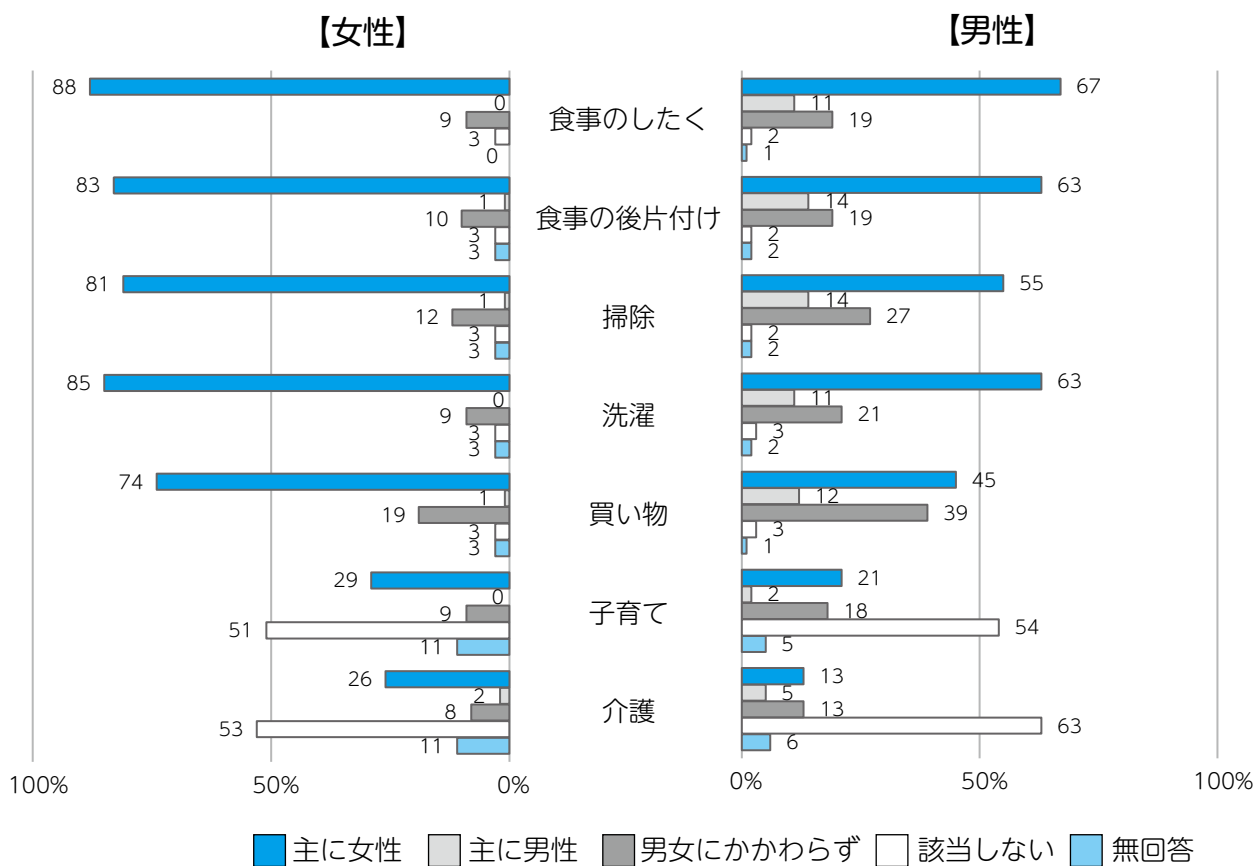
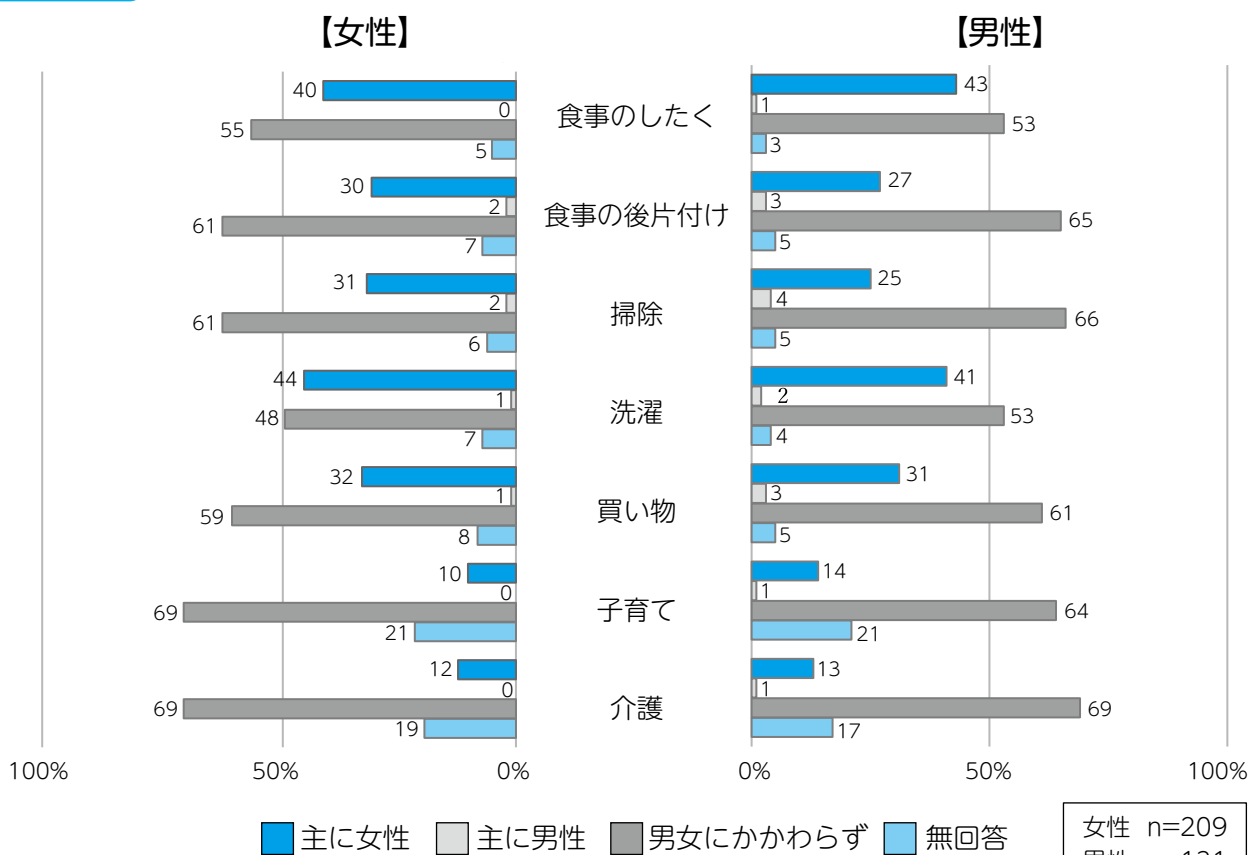


図 6-2 ●家事分担の理想



< 施策の基本的方向性 >

③ 生涯を通じた男女の心と身体健康支援

人生 100 年時代の男女共同参画社会の実現には、本市の健康課題である生活習慣病の予防及び健康診査、がん検診への取組を推進することが重要です。誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、いきいきと社会参画していくためには、それぞれの性や心身の健康について正しい知識や情報を身につけ、自らの健康を維持することができるよう、ライフステージに応じた支援や、適切な保健・医療サービスを提供できる体制の整備等の取組を総合的に推進していく必要があります。

< 主な取組 >

- (ア) 医療体制の構築及び充実
- (イ) 女性検診の充実（子宮頸がん・乳がん検診等）
- (ウ) 栄養学習会の実施
- (エ) 健康・栄養相談の実施
- (オ) 受診率向上のための環境整備
- (カ) 健康づくりへの支援、啓発
- (キ) 世界一健康づくりが楽しめるまちづくりプロジェクトの推進

表 2 ●令和2年度 室戸市男女別検診受診率

	男 性		女 性	
	受診人数	受診率	受診人数	受診率
胃がん検診	336人	7.15%	474人	8.64%
肺がん検診	651人	13.85%	1,052人	19.18%
大腸がん検診	588人	12.51%	937人	17.08%
子宮頸がん検診			292人	4.74%
乳がん検診			419人	7.64%
特定検診	478人	31.4%	690人	43.1%

< 施策の基本的方向性 >

④ 地域・防災分野での男女共同参画の推進

近年の集中豪雨や、大型化している台風、南海トラフ地震などに備えるためにも、地域コミュニティの果たす役割は大変重要です。また、人口減少や高齢化が進むなか、その地域コミュニティでの男女共同参画の推進は必要不可欠となっています。

市民意識調査によると、最も多くの市民が参加している地域活動としては、「常会（女性 53%、男性 58%）」や「自主防災（女性 15%、男性 30%）」がありますが、そうした地域活動における男女差として、「女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い（女性 44%、男性 49%）」と「男性が責任ある役職を頼まれやすい（女性 34%、男性 50%）」と回答した人の割合が前回調査に引き続き高くなっており、男性が主な役職に就き、女性は補助的、裏方的な役割を担うことが多いことがうかがえます。

様々な分野で女性の活躍は見られるようになりましたが、地域社会に残る固定的な性別役割分担意識、慣行や制度の見直しが進んでいないこと等により、まちづくりや自治活動などの地域活動において女性の参画は遅れています。すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力する意識を持つように働きかけることが必要です。

また、近年多発している災害や近い将来発生が予想される南海トラフ地震への対応については、避難方法や被災者への支援、避難先での生活への備え等といった場面における様々な立場からの視点が重要視されています。とりわけ女性や子ども、要配慮者（※ 2）がより多くの影響を受けます。

非常時には、平常時における社会的な構造上の課題や固定的な性別役割分担意識が色濃く反映され、家事・育児・介護等の負担が女性に集中するのみならずDVや性被害・性暴力が生じる危険性も高まります。

今後、こうした問題に対処するためには、女性と男性では災害で被害を受けた時に必要な支援が必ずしも同じではないことに十分に配慮しつつ、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所の運営、被災者支援を行うことが必要です。

< 主な取組 >

- (ア) 地域での様々な世代間の交流
- (イ) 老若男女で学ぶ防災講座
- (ウ) 女性防災リーダーの育成
- (エ) 女性防災士の育成

※ 2 要配慮者とは、災害発生時に身を守るために援護が必要な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の方々です。

表3 ●防災活動における女性の割合

(令和3年9月1日現在)

	女性	男性	女性比率
自主防災組織リーダー	8人	94人	9%
防災士	7人	60人	2%
消防分団員	7人	279人	10%

図7 ●よく参加する地域活動

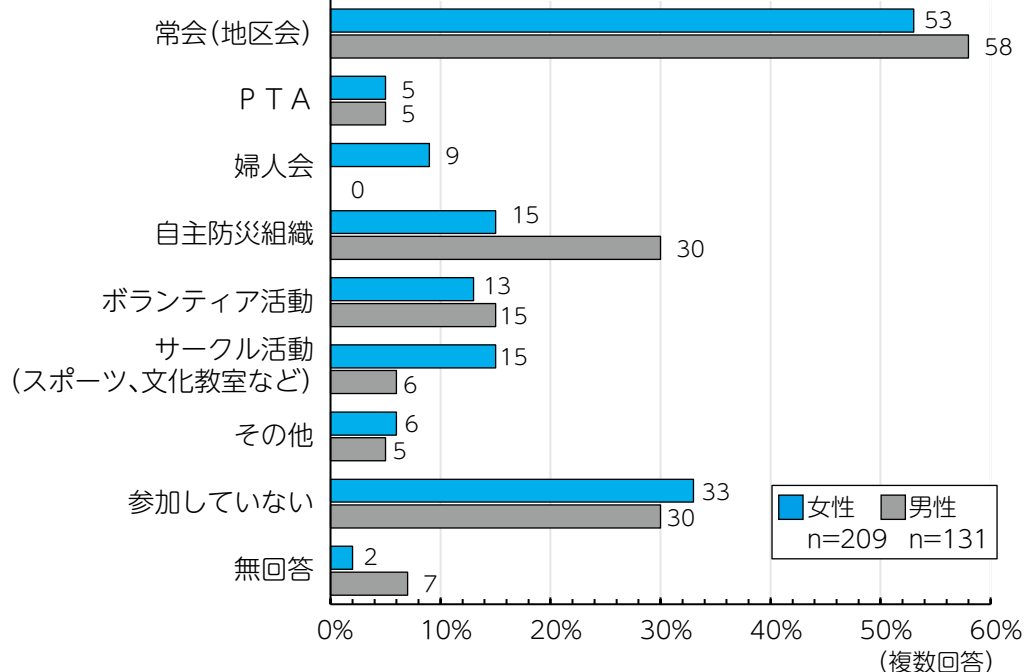
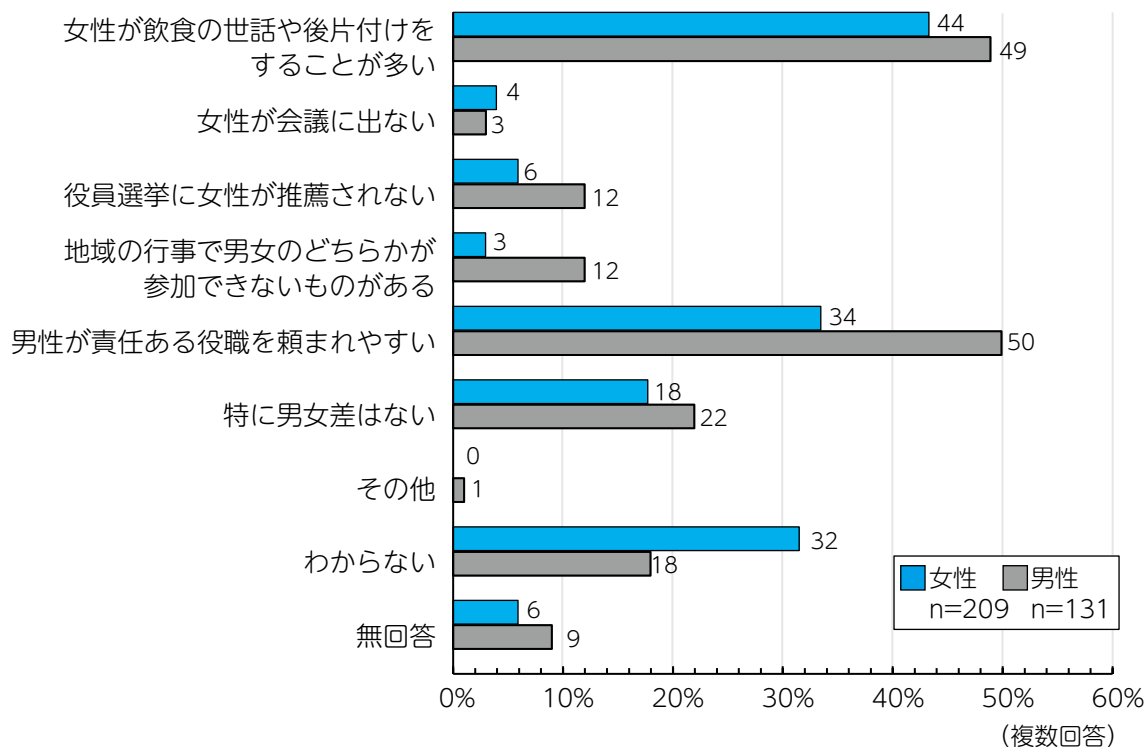


図8 ●地域活動における男女の役割の差 (どのようなことがあるか)



< 施策の基本的方向性 >

⑤ 国際化への対応

男女共同参画の取組は、特に女性の地位向上に係る国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際理解を深め、国際的協調を進める必要があります。特に2015年に国際連合で採択された持続可能な開発目標(SDGs)を意識し国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現に向けて取組を進めることは、今日の私たちに課された責務の一つであるとも言えます。

本市においては、1990年からオーストラリアのポートリンカーン市との市民間の相互交流事業や、2011年に世界ジオパークに認定されたこと、そして日本遺産である四国遍路八十八ヶ所のうち3つの札所を有することなどで、外国人観光客が多く訪れる地域でもあり、また、漁業を中心に外国人市民も共に暮らす地域でもあります。

共に安心して暮らしやすいまちづくりのために、理解・交流・協力を進めるとともに、男女共同参画に関わる国際的な潮流を踏まえた取組を進め、世界に通じる意識づくりと実践に努めます。

< 主な取組 >

- (ア) 国際的課題の情報収集・提供
- (イ) 外国人来訪者や市民への支援体制の充実
- (ウ) 国際社会の理解を深める研修会等の開催



第4章 計画の推進

～男女共同参画社会の実現に向けて～

1 政策・方針への男女の参画

本市の審議会など、方針決定の場における女性の登用の拡大を図り、あらゆる政策や方針決定過程への男女の参画を促進します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、行政の職員が男女共同参画の重要性を認識したうえで施策を着実に推進するため、職員研修など意識啓発に努めます。

また、庁内各課との調整を十分行うため、各課の所属長を委員とする室戸市人権施策推進委員会を庁内の横断的な組織として、本プランの計画的かつ効果的な施策を推進します。

3 国・県・関係機関等との連携

本プランの効果的な推進に向け、国・県・関係機関等の計画や方針との整合に配慮するとともに、拠点施設（こうち男女共同参画センター「ソーレ」）等の機能も活用し、情報交換や交流を通じた連携に努めます。



《 関係法令等 》

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

○男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

ない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の

円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行の日＝平成13年1月6日)

- (1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和元年6月26日同第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等
（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離

婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即

し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

- 第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

- 第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める

福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と

共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情がある

ことから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配

偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられ

た後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、

障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正 令和元年6月5日同第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏ま

え、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環

境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以

下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用

については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。て指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある

職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部

を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるとき

は、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条

第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有

する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○室戸市まちづくり条例

平成29年3月24日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会及び市の役割、責務等を明らかにし、市民の知恵や力を活かすことにより、地域社会の発展を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民とは、市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で活動する人及び団体並びに市内で事業を営む人をいいます。
- (2) 地域コミュニティとは、地域をよりよくすることを目的に形成されたつながり、常会等の組織又は団体のことをいいます。
- (3) 事業者とは、市内で事業を営む企業及び事業者(団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等を含む。)をいいます。
- (4) 市とは、市長及びその他の執行機関をいいます。
- (5) 市政とは、市が行う自治の活動をいいます。
- (6) 参画とは、市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (7) 協働とは、市民、市議会及び市が、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むことをいいます。
- (8) まちづくりとは、一人ひとりの知恵や力を合わせて、住みよい豊かな地域社会をつくるための取組及び活動のことをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、室戸市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守するものとします。
2 市は、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用、各種計画の策定に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。

(基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主役であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民、市議会及び市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わしあい、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとします。
- (3) まちづくりは、市民参画及び市民、市議会及び市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進していくものとします。
- (4) 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承す

るとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとします。

(市長の役割と責務)

第5条 市長は、室戸市の代表として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上のため、公平、公正かつ誠実に市政を執行する役割を果たします。

- 2 市長は、自己の研さんに努めるとともに、職員を適切に指揮監督し、効果的な行政運営を行います。
- 3 市長は、政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、効率的かつ機能的な組織を編成します。

(市議会の役割と責務)

第6条 市議会は、市民の意見、要望を的確に把握するとともに、市政の調査及び監視機能を果たし、必要な政策を提案する役割を果たします。

- 2 市議会は、議会活動について市民への情報提供を図るとともに、市民が議会の活動に参加できるように、公平、公正な開かれた議会運営を行うものとします。
- 3 市議会は、市民生活に大きな影響を及ぼす重要議題に関する賛否とその理由を開示します。

(市の役割と責務)

第7条 市は、市政等を適切に執行する役割を果たします。

- 2 市は、市政に関する情報を公開し、市民に対し説明責任を果たします。
- 3 市は、市民の意見等を尊重した行政運営を行うため、市民の参加機会の充実を図ります。

(市職員の役割と責務)

第8条 市職員は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。

- 2 市職員は、自己の研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。
- 3 市職員は、市民との信頼関係づくりに努めるとともに、市民と連携して職務を遂行します。
- 4 市職員は、職務に支障のない限り、積極的に地域社会の活動に参加するよう努めます。

(市民の役割と責務)

第9条 市民は、市政に関する情報を積極的に取得し、市政に参加するよう努めます。

- 2 市民は、自治及び地域づくりの担い手として、知恵や力をまちづくりのために発揮します。

(事業者の役割と責務)

第10条 事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすいまちづくりに参加するよう努めます。

(総合振興計画)

第11条 市は、この条例の理念にのっとり、まちづくりにおいて最も基本となる総合計画(以下「総合振興計画」という。)を策定し、計画的かつ適正な行政運営を行います。

(行政評価)

第12条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、総合振興計画に基づく事務事業について、行政評価を行い、施策の見直し及び予算の編成に反映するとともに、その結果の公表と市民の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。

(財政運営)

第13条 市は、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性を確保するとともに、持続可能な財政運営に努めます。

2 市は、予算の内容や財政状況を市民に公表し、透明性の確保に努めます。

(情報の公開及び共有)

第14条 市は、市民参加を推進するため、室戸市情報公開条例(平成13年条例第1号)に定めるところにより、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を積極的に提供します。

2 市民、市議会及び市は、情報の共有に努めます。

(市民参画)

第15条 市は、市民が総合振興計画及びその他の諸計画の策定、実施並びに評価の各段階に参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、意見公募等の実施に努めます。

2 市は、前項に規定する参加機会において出された意見等について総合的に検討し、その結果と理由を公表します。

(地域コミュニティ)

第16条 市民は、自治及び地域づくりの担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。

2 市は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。

(危機管理)

第17条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携、協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めます。

2 市民は、災害等の発生において、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、自分たちの果たす役割を認識し、ともに協力して、災害に強い地域づくりに努めます。

(環境保全)

第18条 市民、市議会及び市は、この美しい自然環境を将来にわたって引き継いでいくことができるよう、環境保護や景観の保全に努めます。

2 事業者は、関係する法令及び条例等を守り、景観の保全と自然との調和を図るとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとします。

(条例の見直し)

第19条 市は、社会、経済等の情勢の変化によって、この条例を改正する必要がある場合は、この条例の理念を踏まえ、市民の意見を反映しながら見直しを行います。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○室戸市人権尊重の社会づくり条例

平成10年7月2日
条例第18号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、市民のお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる社会をつくることは市民の願いである。

しかし、現実社会においては、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、室戸市においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

市は、これらの問題の解決に先導的役割を果たすべきであり、また、私たちは力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに、私たちすべての市民は、豊かな自然と歴史と文化を育ててきたふるさと室戸において、共に力を合わせ、人権という普遍的な文化の創造を目指し、人権が尊重される社会づくりを進めていくことを決意してこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、市及び市民(市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組みを推進し、人権が何よりも尊重される社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務等)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重に関する市民相互の理解を深め、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策を実施するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、人権尊重の社会づくりを推進するに当たっては、国、県及び関係団体と連携協力するものとする。

3 市長は、人権意識の高揚を図るため、市内における人権に関する実態について公表するものとする。

4 市長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な調査、指導及び助言をすることができる。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の意識の向上に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第4条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的な施策を推進するため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(室戸市人権尊重の社会づくり協議会)

第5条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、室戸市人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 市長は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関し、市長に意見を述べるることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年9月1日から施行する。

《 男女共同参画関係の用語解説 》

(五十音順)

育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と、家庭生活との両立が図られるよう支援することを主な目的とした法律。平成29(2017)年には、介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われた。さらに、令和3(2021)年1月からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになった。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳台を谷とし、20歳台後半と40歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するということを反映している。

LGBT

Lesbian(レズビアン：女性同性愛者)、Gay(ゲイ：男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー：生物学的な性と違う性で生きたい人)の総称。

エンパワーメント

社会的弱者が社会の中で、力を持った存在になること。特に女性に対して使われる際は、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自己決定権をもち、能力を発揮できること等を意味する。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように、個人の個性や能力に関係なく、性別によってその役割を固定的に分ける考え方のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表す。

女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、平成27(2015)年9月に施行された法律。令和元(2019)年6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、さらなる女性活躍推進の必要性から基本方針の変更が行われた。

ジェンダー (社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)等を示す。

SOGI (ソジ)

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。LGBTのような性的少数者を指す言葉でなく、性的指向と性自認(SOGI)はすべての人が持つ属性であり、一人ひとり異なる性のあり方があるという考え方を示す言葉として、近年広く用いられるようになってきている。

SDGs (エスディー・ジーズ : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略。平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標で、17のゴール(目標)と、それを実現するための169のターゲット(達成目標)で構成されている。地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

*室戸市SDGs推進宣言(R2.12.21)

男女共同参画社会基本法

平成 11(1999)年に制定施行された男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律。男女共同参画社会の実現を、わが国の最重要課題として位置づけ、5つの基本理念(①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調)を掲げ、国・地方公共団体・国民の責務を規定している。

男女共同参画社会基本計画

国が「男女共同参画社会基本法」に基づき定めた法定計画であり、第1次が平成12(2000)年に策定され、以降5年毎に見直しを行っている。令和2(2020)年に第5次男女共同参画基本計画が策定された。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

DV (ドメスティック・バイオレンス : Domestic Violence)

明確な定義はありませんが、一般的に「配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」と使われることが多い。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、平成13(2001)年に施行された。令和元(2019)年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化された。

ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせる嫌がらせやいじめのこと。現在は、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)、SOGI・ハラスメント(ソジハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)、パタニティ・ハラスメント(パタハラ)など、個人の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするなど、さまざまなハラスメントが問題となっている。

夫婦別氏制度（夫婦別姓）

民法第750条の、「夫婦は、結婚の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」という、現行制度に加えて、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度。

わが国においては、この制度は採用されていませんが、近年の、女性の社会進出等に伴い、改氏による職業生活上や日常生活上など、様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。

国の第5次男女共同参画基本計画では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされている。

室戸市男女共同参画プラン

男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の方向性を明らかにし、総合的、かつ、計画的に推進するために策定した計画。

ライフステージ

人生をさまざまな時期（出生から学生時代、就職、結婚、出産、子育て、退職、老年期など）に区分する言葉であり、それぞれの時期で生活環境が大きく変化する。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事と仕事以外（家庭生活・地域活動・自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態。この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざすもの。

室戸市男女共同参画プラン

2022年3月

発行 高知県室戸市

編集 室戸市人権啓発課

住所 〒781-7185

高知県室戸市浮津 25 番地 1

(TEL) 0887-22-5115 (直通)

(FAX) 0887-22-1120

室戸市ホームページアドレス

<https://www.city.muroto.kochi.jp/>